

# 議 員 派 遣 書

平成 25 年 12 月 20 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 124 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

## 1 平成 25 年度岩手県市議会議長会第 2 回定期総会

- (1) 派遣目的 平成 25 年度岩手県市議会議長会第 2 回定期総会への出席
- (2) 派遣場所 大船渡市
- (3) 派遣期間 平成 26 年 1 月 16 日から平成 26 年 1 月 17 日まで
- (4) 派遣議員 大畑正二副議長